

稚内市低所得世帯物価高騰緊急支援 給付金のご案内（均等割のみ課税世帯）

- 稚内市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直面する低所得世帯を支援する給付金です。
- **給付金を受給するためには、同封の「稚内市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金 支給要件確認書」に必要事項を記入し、返送する必要があります。**
（口座を新たに指定する場合などは、本人確認書類・口座確認書類の写しが別途必要です）

給付金の支給対象となる要件

◎ 次のすべてに該当する世帯が対象です。

- ① 令和5年12月1日（基準日）において**稚内市に住民票がある世帯**
- ② 世帯全員の令和5年度分の市町村民税が「**均等割のみ課税**」である世帯、または均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※ ただし、下記の世帯は支給対象外となります。

- **令和5年度住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金（7万円）の対象世帯**
- **住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯**
（例：親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしているご家族等）

給付金の支給額

- ① 基本給付金：1世帯あたり **10万円**
- ② 子育て世帯加算：対象児童1人につき **5万円**
基準日に同一世帯にいる18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）
※例外的に対象となる児童については、裏面をご確認ください。

給付金の支給額

稚内市で「**確認書**」を受理した日から3週間後を目安に、原則として世帯主名義の口座に支給します。

審査後、支給が決定しましたら、支給日等を文書にてお知らせいたします。

確認書の提出（返送）期限

「**確認書**」は同封の返信用封筒で返送してください。（切手は必要ありません）
「**確認書**」の提出（返送）期限は **令和6年4月30日（火）** です。

支給対象確認フローチャート

※前提条件

- ・令和5年12月1日時点で、稚内市に住民票がある世帯
- ・世帯全員が令和5年度住民税が均等割のみ課税者（所得割課税者がいない）

世帯全員が住民税課税者から扶養されている(令和5年度)

はい

対象外

別居の親、配偶者、子などから扶養されている
(例：親元を離れて暮らしている学生、
配偶者等が単身赴任中の方 など)

いいえ

同一世帯に
18歳以下の児童がいる

はい

(基本給付金) 1世帯 10万円
(子育て世帯加算) 児童1人につき5万円

いいえ

1世帯 10万円

「子育て世帯加算」の対象となる「児童」とは・・・

➡ 令和5年12月1日時点で同一世帯にいる18歳以下の児童
(平成17年4月2日以降に生まれた児童)

<例外的に対象となる児童>

(別途、申請が必要となりますので、下の給付金窓口までご連絡ください。)

- ① 基準日以降に生まれた新生児 (令和5年12月2日以降)
- ② 対象世帯とは別世帯であるが扶養している児童

(注)・ 確認書の内容に誤りがある場合、給付金の返還を求める場合があります。また、虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
・ 本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」第3条により差し押さえが禁止されています。また同法第4条により課税の対象とはなりません。

！ 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに、国や北海道、市の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署にご連絡ください。

【警察相談専用電話 (#9110)】



お問い合わせ

稚内市生活福祉部社会福祉課「給付金窓口」〔稚内市役所1階 社会福祉課〕



電話：0162-23-6193・0162-23-6453

FAX：0162-23-4038

(受付時間：平日9時00分～17時30分)